

重要

05清商発第8号
令和5年5月10日

清須市商工会
会員各位

清須市商工会
会長 堀田 忠彦



清須市商工会の商工会費等に関する大切なお知らせ（再通知）

平素は商工会事業運営につきまして格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、現在、商工会費等に関しまして、年2回（6月・11月）にご指定の口座または、お振込等にて商工会費等をご集金させていただいておりましたが、昨今の働き方改革に対する取組みや事務効率等また、商工会費等をお振込いただく事業所様の振込手数料の軽減や振込手続処理の軽減等を踏えた結果、**令和5年度より商工会費等を年2回から年1回（6月）のみへと変更になります**ので、ご理解、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

令和4年度まで

- ・前期： 6月12日または20日
- ・後期： 11月12日または20日



令和5年度より

- ・全期： 6月12日または20日

※振替日が金融機関の定休日の場合は翌営業日に振替

また、口座引落先の金融機関にて「中京銀行」「愛知銀行」「名古屋銀行」を口座振替先にされている事業所様におかれましては、令和5年度より各金融機関及び集金代行サービスをしております、中京ファイナンス株式会社様に依頼することになり、現在の商工会費等をご登録いただいている口座にて現在のまま、口座振替が可能となっております。（再度口座振替依頼書等をご記入いただく必要はございません。）

ですが、口座振替日が6月20日から6月12日に変更となりますので、ご了承ください。

なお、6月12日に商工会費等が引落になる事業所様につきましては、中京ファイナンス株式会社様に依頼している都合上、引落される通帳への摘要表示が、「CFC（企業名または代金名）」または「DF（企業名または代金名）」と表示されますが、こちらは商工会費等となりますのでよろしくお願いいたします。